

自己負担上限月額算定の必要な書類

(生活保護受給者・境界層該当者で健康保険未加入の場合は提出不要)

患者が加入している健康保険により異なります。下表と次頁の【注意事項】を確認の上、御提出ください。

患者が加入している健康保険	区分ごとの対象者と提出書類
<p>国民健康保険 (市町村交付)</p> <p>後期高齢者医療 広域連合</p> <p>国民健康保険組合 土建国保、建設国保、 医師国保、 歯科医師国保、 薬剤師国保、 税理士国保など</p>	<p>①患者及び②患者と同じ健康保険に加入している方全員※1の ○健康保険が確認できる書類のコピー等 ○市町村・県民税課税(非課税)証明書※2</p> <hr/> <p>【①②全員が市町村民税非課税の場合に提出する書類】 申請者(患者又は保護者)の ○市町村・県民税課税(非課税)証明書(①②と重複する場合は不要) ○遺族年金、障害年金等の振込通知書等のコピー ○収入状況申告書</p> <p>国民健康保険組合に加入しており、次のア～ウ全てに該当する場合に上記とは別に提出する書類</p> <p>ア 患者の年齢が70歳以上 イ 上記①②の全員が市町村民税非課税 ウ 上記①②の中に公的年金受給者がいる ・上記①②のうち公的年金受給者の公的年金等源泉徴収票</p>
<p>上記以外の健康保険</p> <p>全国健康保険協会、健康 保険組合、共済組合など の被用者保険</p>	<p>○被保険者の市町村・県民税課税(非課税)証明書</p> <hr/> <p>【被保険者が市町村民税非課税の場合に提出する書類】 申請者(患者又は保護者)の ○市町村・県民税課税(非課税)証明書(被保険者と同一人の場合は不要)及び「市町村民税非課税者に係る収入状況申告書」 ○遺族年金、障害年金等の振込通知書等のコピー ○収入状況申告書</p> <p>次のア・イ全てに該当する場合に上記とは別に提出する書類</p> <p>ア 患者が70歳以上75歳未満 イ 被保険者及び被扶養者全員が市町村民税非課税 ・被扶養者全員の市町村・県民税非課税証明書 ・被保険者、被扶養者のうち公的年金受給者の公的年金等源泉徴収票</p>

1

※1 患者が18歳未満で保護者が後期高齢者医療広域連合に加入している場合は、保護者分も必要です。

※2 義務教育修了前の児童で証明書記載の扶養人数に含まれている方は省略可です。

【注意事項】



証明書類は支給認定申請を行う時期によって必要年度、必要年が異なります。
なお、指定難病医療給付制度はマイナンバー制度の対象となっていますが、現時点では一律に省略可能な書類をお示しできないため、当面の間、必要書類の省略は行いません。

証明書類の種類	申請する時期
市町村民税・県民税課税（非課税）証明書	4月1日から6月30日まで ・・・ <u>前年度分</u> の証明書 7月1日から3月31日まで ・・・ <u>申請する年度分</u> の証明書
公的年金等源泉徴収票 遺族年金、障害年金等の振込通知書等のコピー	1月1日から6月30日まで ・・・ <u>前々年度分</u> のもの 7月1日から12月31日まで ・・・ <u>前年度分</u> のもの

※市町村・県民税課税（非課税）証明書

- ・ 収入・所得金額、各種控除額、市町村・県民税額（所得割、均等割）の全てが明記されている証明書を取得してください。
- ・ 市町村窓口では発行手数料がかかります（申請者の負担になります。）。
- ・ 市町村によって証明書の交付開始時期が異なります。証明書を取得される際には、事前にお住まいの市町村に御確認ください。
- ・ 市町村の証明書には複数の種類があります。必要な書類がどれかわかりづらい場合はこのページ及び前ページを市町村窓口に提示してください。